

75歳以上のみなさまへ 歳になられる方へ

(65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方を含む)

令和6年11月

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され

令和6年
12月2日
以降

紙の保険証の

交付は終了となります

現在お持ちの保険証は、令和7年7月31日まで使用できます

令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に新たに資格取得する方、資格情報が変更になった方には申請をいただくことなく、「**資格確認書**」を随時お送りします。資格確認書の有効期限は令和7年7月31日です。

資格確認書 (オレンジ色・カードサイズ)

後期高齢者医療資格確認書

被保険者番号 01234567 有効期限 令和7年7月31日

住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

氏名 広域 花子 性別 女

生年月日 昭和24年12月30日

資格取得年月日 令和6年12月30日

交付年月日 令和6年12月30日

負担割合・発効期日 1割

限度区分・発効期日

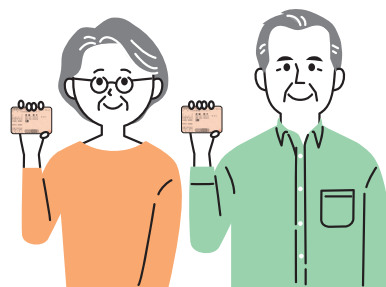
長期入院該当日 特定疾病区分・発効期日

保険者番号 39131234

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合

公印

※実際の資格確認書と色味等がやや異なる場合があります。



令和6年12月2日以降は次のいずれかで医療機関等を受診してください。

① マイナ保険証を利用する

マイナ保険証利用方法

- 1 マイナンバーカードを申請・作成する。
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する。
- 3 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする。

② 紙の保険証を利用する

令和6年12月1日までに交付された現在お持ちの保険証は、**令和7年7月31日**まで使用できます。

③ 資格確認書を利用する

資格確認書をお持ちの方は、医療機関等で提示することにより、これまで通り医療機関等を受診することができます。

お問合せ先

広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519
またはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

発行：東京都後期高齢者医療広域連合